

お知らせ

公共下水道供用開始予定区域縦覧について

平成29年度に下水道本管工事を実施し整備を完了した区域では、3月31日から公共下水道を利用できるようになります。

供用開始を予定している区域を確認したい方は、区域図面を水道課及び健康福祉課（福祉・住民サービスグループ）で縦覧に供しますので、ご確認ください。

※供用開始に伴う受益者負担（分）担金等については、供用開始区域の対象者の方に各戸配布等にてお知らせします。

縦覧期間 3月16日（金）～3月30日（金） 平日8時30分～17時15分

縦覧場所 水道課（早来庁舎）
健康福祉課福祉・住民サービスグループ（追分庁舎）
問合せ 水道課下水道グループ ☎2730

町民交通傷害保険の受け付けを開始します

町民交通傷害保険は加入しやすい掛け金でご家族の方が一交通事故に備えることができます。申し込みは、各役場窓口で設置してあります申込用紙で随時実施しています。が、老人クラブの例会や総会、そのほか、出張受付業務を実施しますのでご利用ください。

掛け金 1口480円
（2口まで加入可）

※保険の詳細については、配布済みの「町民交通傷害保険」の案内をお読みになり、申し込みください。

出張受付

3月22日（休）10時～11時30分
安平公民館

3月23日（金）10時～11時30分
遠浅公民館

3月23日（金）10時～11時30分
青葉会館

13時30分～15時
花若会館

※小学校新一年生・幼稚園・保育園等の園児には1口ずつ町費で加入しています。

申込み 住民生活課住民生活グループ（早来庁舎）

健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）

問合せ 住民生活課住民生活グループ ☎2940

住所や世帯に変更があったときは届出を

入学・就職・転勤等で引越しをされ、住所を異動される方は、住所変更の届出を忘れずに行ってください。

3月下旬から4月上旬にかけては窓口が特に混み合う時期となります。手続きには時間に余裕をもってお願いいたします。ご理解とご協力をお願いします。

※転入届、転居届は住所の異動から2週間以内、転出届は転出予定日の2週間前から手続きが出来ます。

必要なもの

- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード
- ・印鑑
- ・前住地で発行された転出証明書（転入届の場合）

・委任状（本人や同一世帯の方以外が手続きをする場合）

問合せ 住民生活課住民サービスグループ ☎2940

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。引越して住所が変わったときには、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です

- ・住所が変わったとき（変更登録）
 - ・自動車を売買したとき（移転登録）
 - ・自動車を売却しなくなったとき（抹消登録）
- 平成30年度の自動車税納税通知書をお届けるため、3月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わない場合

札幌道税事務所にご連絡いただくと、道税ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>）から自動車税の

住所変更手続きを行ってください。

問合せ 札幌道税事務所自動車税部

☎011-746-1197

第43回日胆地区カラオケ連台会発表大会

安平町内や近隣町より代表選手が多数出場！多くの方のご観覧をお待ちしています！

日時 3月11日（日）
開場 10時30分 開演 11時

会場 追分公民館

入場料 無料

問合せ 安平町追分カラオケ倶楽部 竹内（☎2654）

